

見 積 依 頼 書

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 日野 小百合

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6PRX1GE00570		6PSF1A20035 0001				E8-13	
品名 または 件名							
受水槽等清掃役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	EA				0		
納地または工事場所			引 渡 場 所				
関東処 用賀支			用賀支 総 管理課 営繕班 ボイラー係				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
関東処 用賀支			令和9年1月29日（金）				

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計課事務室（ホームページ https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/yooga/keiyaku_top.html）

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない

提出日時場所：令和8年9月3日（木）

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

- 令和8年9月3日（木）10時00分までに見積書の提出をお願いします。（FAXやメールも可としますが、後日原本の提出をお願いします。）
- 参加する者に必要な事項
契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- 見積りの方法
見積書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
- 見積書の無効
ア 注意事項に示した参加する者に必要な資格のない者が提出した見積書
イ 見積金額が明瞭でない見積書及び見積りした者が誰であるか識別しがたい見積
- 本方式は随意契約を前提として見積依頼（オープンカウンター方式）であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。
- 見積書の提出をもって「駐屯地標準契約書（物品売買契約条項又は役務請負契約条項）」、「談合等の不正行為に関する特約条項」および「暴力団排除に関する特約条項」の内容について誓約したものとする。
- 物品売買の場合は同等品判定依頼書については見積期日の3営業日前14時00分までに提出すること。この際FAXでの提出を可とする。
- 契約手続きに関する問い合わせ先
〒158-0098 東京都世田谷区上用賀1-20-1
陸上自衛隊関東補給処用賀支処 総務部会計課契約班
担当：根本 TEL：03-3429-5241（内線 373）
FAX：03-3429-5245
※仕様については 営繕班 大多和（内線325）までお問い合わせください。

入札書
見積書

調達要求番号	6PSF1A20035	契約実施計画番号	6PRX1GE00570
--------	-------------	----------	--------------

金額 ¥

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
受水槽等清掃役務	仕様書のとおり	EA	1			
	以下余白					
納入場所	関東処 用賀支 営繕班	納期			令和9年1月29日	
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間				

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

契約締結後に契約の全部又は一部を解除した場合は、見積金額に消費税相当額を加えた契約金額(一部解除する場合は、解除部分に相当する代金)の10%を違約金として契約担当官に支払うことを承諾いたします。

令和 8 年 9 月 3 日

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 日野小百合 殿

住所
会社名
代表者名
担当者
連絡先

表 紙 含 : (9 枚)
仕様書番号 : 第 E 8 - 1 3 号
作成年月日 : 令和 8 年 5 月 2 5 日
作成部隊名 : 関 東 補 給 処 用 賀 支 処
総 務 部 管 理 課

受水槽等清掃役務
仕 様 書

保存期間: 5 年 (1 3 . 3 . 3 1 まで保存)

件 名	受水槽等清掃役務	図面番号	1 / 9
図面名称	表 紙	縮 尺	

仕 様 書			
1	件 名	受水槽等清掃役務	
2	場 所	東京都世田谷区上用賀1丁目20番1号 陸上自衛隊用賀駐屯地	
3	工 期	契約日～R9. 1. 29(金) 実工事 R8. 10. 3(土)基準 予備日R8. 11. 7(土)	
4	概 要	水道法施工規則第55条に基づき受水槽（1基）及び高置水槽（2基）の内部清掃等を実施する。	
共 通 仕 様 書			
1 一般事項			
(1) 本仕様書に記載してある事項のほか、一般財団法人建築保全センター編集・発行「建築保全業務共通仕様書（最新版）」及び官側の指示による。			
(2) 適 用			
ア 本仕様書は、陸上自衛隊用賀駐屯地において実施する点検保守等に関する業務に適用する。			
イ 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。			
(3) 用語の定義			
ア 現場代理人とは、本仕様書に規定する受注者側の業務責任者をいう。また、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために官側との連絡調整を行う者をいう。			
イ 完了検査とは、本仕様書に規定するすべての業務の完了の確認、または毎月の支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために官側が指定した検査官が行う検査をいう。			
ウ 点検とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守またはその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。			
エ 法定点検とは、建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。			
オ 保守とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復または危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他含むこれらに類する軽微な作業をいう。			
件 名	受水槽等清掃役務		図面番号 2 / 9
図面名称	共 通 仕 様 書		縮 尺

カ 清掃とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

(4) 受注者の負担の範囲

ア 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。ただし、点検保守対象設備の試運転及び清掃業務に関する必要最小限の電気、ガス水道等の使用を除く。

イ 点検に必要な工具、計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

ウ 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、支給材料を除く。

エ 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。

(5) 疑義に対する協議等

本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従い実施する。

(6) 報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、事前に監督官の承諾を得る。

(7) 関係法令等の遵守

業務の実施にあたり、駐屯地の規定を遵守するとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(8) 業務計画書

業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、監督官の承諾を受ける。ただし、軽微な業務の場合において監督官の承諾を得た場合は、この限りではない。

(9) 業務担当者

ア 受注者は、現場代理人を定め、官側に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。

イ 現場代理人は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。

なお、現場代理人は、業務担当者を兼ねることができる。

ウ 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

エ 法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行う。

オ 官側は、業務担当者の業務不履行、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。

件 名	受水槽等清掃役務	図面番号	3 / 9
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

その場合、受注者は、業務に支障をきたさないように必要な措置を行わなければならない。

(10) 業務条件

業務を行う時間は、原則として平日 08 時 15 分～17 時 00 分までとする。なお、業務日時を変更する場合は、事前に監督官の承諾をうけること。

(11) 安全管理

ア 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努める。

イ 受注者側の不注意により建物等を損傷させた場合は、受注者の責任において原状に復旧すること。

(12) 保全の措置

許可を受けていない場所への立入は、厳禁とする。ただし、業務に際して立ち入りの必要が生じた場合は、官側と調整し所定の手続きをすること。

(13) 関連業務との調整

本業務とは契約外で関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、官側と協議しその指示に従うこと。

(14) 点検の範囲

ア 定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は、特記による。

イ 特記した対象部分については、本仕様書に示す点検を実施し、その結果を報告する。なお、特記した対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、監督官に報告し、見積書を提出すること。

ウ 特記した対象部分に、本仕様書の点検項目又は点検内容の対象となる部分がない場合は、当該点検項目または点検内容に係る点検を実施することを要さない。

エ 点検周期は、特記による。

(15) 保守の範囲

点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品または点検部の清掃

イ 取付け不良、作動不良、ずれがある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

エ 次に示す消耗部品の交換または補充

(ア) 潤滑油、グリス、充填油等

(イ) ランプ類、ヒューズ類

(ウ) パッキン、ガスケット、Ｏリング類

(エ) 精製水

件 名	受水槽等清掃役務	図面番号	4 / 9
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

オ 接触部分、回転部分等への注油

カ 軽微な損傷がある部分の補修

キ 塗装（タッチペイント）

ク その他特記で定めた事項

(16) 点検及び保守等の実施

ア 本仕様書に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて、保守その他の措置を講ずる。

イ 点検を行う場合には、あらかじめ監督官から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。

ウ 点検は、原則として目視、触接または軽打等により行う。

エ 測定を行う点検は、定められた測定機器または当該事項専用の測定機器を使用する。

オ 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

(17) 支給材料

保守に用いる消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

ア ランプ類

イ ヒューズ類

ウ 発電機・原動機用の潤滑油及び燃料

(18) 応急措置等

ア 点検の結果、対象部分に脱落、落下または転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷または関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに監督官に報告する。

イ 落下、飛散等のおそれがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに監督官に報告する。

ウ 応急措置または危険防止措置に係る費用は官側との協議による。

(19) 点検の省略

ア 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。

(ア) 容易に出入できる点検口の無い床下または天井裏にあるもの。

(イ) 配管または配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入できない場所にあるもの。

(ウ) 電気の通電または運転を中止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検をすることが危険であるもの。

(エ) 地中もしくはコンクリートその他の中に埋設されているもの。

件 名	受水槽等清掃役務	図面番号	5 / 9
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

(オ) 足場のない給気または排気のための塔。 (カ) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの。 イ 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、同点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。 (20) 点検日及び保守に伴う注意事項 ア 点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。 イ 点検及び保守の実施にあたり、仕上げ材、構造材等の一部撤去または損傷を伴う場合には、あらかじめ監督官の承諾を受ける。 ウ 点検に使用する脚立等は、受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ 2 m 以上）は、特記による。 (21) 提出書類 ア 現場代理人等届 イ 業務計画書（様式随意） ウ 工程表 エ 日誌 オ 打合せ簿（発生の都度） カ 材料搬入報告書（発生の都度） キ 発生材調書（発生の都度） ク その他官側の指定するもの ケ 官側より受けた仕様書等はすべて受注者等に残してはならない。関連した情報が漏洩した場合は、受注者がすべて責任を負うこと。 (22) 写真撮影 業務の実施に伴い、作業前・作業後及び作業中の隠蔽となる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳（A 4 版）に整理し、完了検査前に監督官に 1 部提出すること。 (23) 廃棄物の処理 業務の実施に伴い発生した金属類の発生材については、監督官の指示する場所に集積し、発生材調書とともに官側に引き継ぐものとする。その他の発生した産業廃棄物等は、受注者の責任において適正に処理する。なお、産業廃棄物に関しては、マニフェストの写し（A、B 2、D、E 票）を契約工期内に官側に提出すること。 (24) 役務完了検査 受注者は、仕様書に規定する業務を終了した場合、官側の指定された検査官の検査を受けること。			
--	--	--	--

件 名	受水槽等清掃役務	図面番号	6 / 9
図面名称	共 通 仕 様 書	縮 尺	

特 記 仕 様 書

1 役務対象設備

(1) 役務対象設備は次のとおりとする。

ア 受水槽

(ア) 規 格 等 F R P製パネルタンク

6 0 t (5 . 5 × 4 . 4 × 3 . 3 H) 1 槽式

(イ) 有効水量 5 0 m³

(ウ) 場 所 ポンプ室平屋 (屋外)

イ 高置水槽 1

(ア) 規 格 等 F R P製パネルタンク

4 t (2 . 0 5 × 1 . 5 5 × 1 . 5 H) 1 槽式

(イ) 有効水量 3 m³

(ウ) 場 所 本部隊舎 3 階建て屋上 (屋外)

ウ 高置水槽 2

(ア) 規 格 等 F R P製パネルタンク

1 2 t (3 . 3 × 2 . 2 × 2 . 2 H) 1 槽式

(イ) 有効水量 9 m³

(ウ) 場 所 1 号隊舎 4 階建て屋上 (ペントハウス上)

2 役務実施日

清掃作業は、令和 8 年 1 0 月 3 日 (土) を基準日とし、予備日を 1 1 月 7 日 (土) とする。細部については、官側の指示によるものとする。

3 役務内容

(1) 役務概要

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品または点検部の清掃

イ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め

エ 軽微な損傷がある部分の補修

オ これらに類する軽微な作業

(2) 清掃の一般事項

ア 作業は、健康状態の良好な者が行うこととし、作業前に細菌検査結果書を提示すること。

イ 作業衣及び使用器具は水槽の清掃専用のものとする。また作業が衛生的に行われるようにする。

ウ 水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。

件 名	受水槽等清掃役務	図面番号	7 / 9
図面名称	特 記 仕 様 書	縮 尺	

(3) 清掃作業

ア 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は、水槽の材質に応じ、適切な方法で行う。

イ 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行う。

ウ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が水槽内に流入しないようにする。

(4) 消毒

ア 清掃終了後、塩素剤を用いて 2 回以上の水槽内の消毒を行う。

イ 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。

ウ 消毒に使用した水は、完全に水槽外に排除する。

エ 消毒終了後は、水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

(5) 水槽の水張り

消毒後の水洗い及び水槽内への水の注入は、消毒終了後少なくとも 30 分以上経過してから行う。

(6) 水質検査及び残留塩素測定

水槽の水張り終了後、官側の指定する箇所（表「採水場所・数量・検査項目」参照）で水質測定を実施する。なお、採水・回収の実施及び容器等消耗品は、受注者の負担とする。

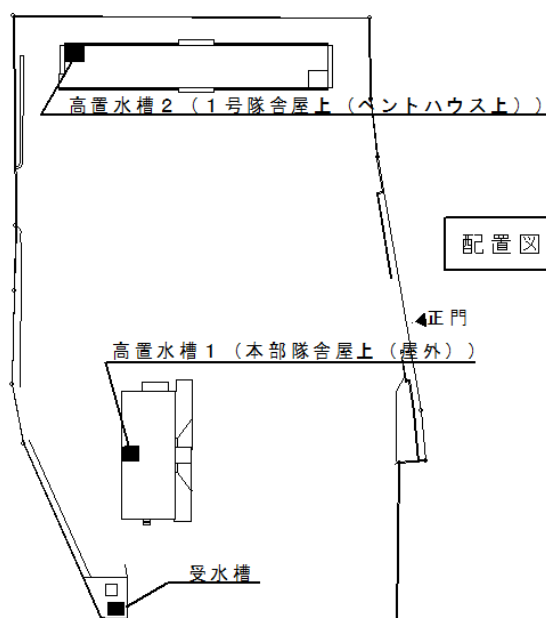
(7) その他

本役務に際し、産業廃棄物が発生した場合は、全て官側に引き継ぐものとする。

表「採水場所・数量・検査項目」

採 水 箇 所	数量	検 査 項 目	
		清掃日	清掃完了後 1 週間程度後
受 水 槽 側 面 排 水 弁	1 検体	・ 有利残留塩素濃度 ・ 臭気 ・ 味 ・ 色度 ・ 濁度	・ 一般細菌 ・ 大腸菌 ・ 塩化物イオン ・ 有機物（全有機炭素(TOC)の量) ・ p H値 ・ 臭気 ・ 味 ・ 色度 ・ 濁度
1 号 隊 舎 3 階 洗 面 所	1 検体		
2 3 号本部隊舎 高 置 水 槽 排 水 弁	1 検体		

件 名	受水槽等清掃役務	図面番号	8 / 9
図面名称	特 記 仕 様 書	縮 尺	



件 名	受水槽等清掃役務	図面番号	9 / 9
図面名称	案内図・配置図	縮 尺	